

総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域防災力の強化を図る観点から、県内の広範囲の地域にわたって被害を及ぼし一土木事務所管内のみでは対応が困難な大規模な自然災害（以下「広域災害」という。）が発生した場合に、県が管理する公共土木施設の迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、応援体制を整備し広域防災への取組を行う建設業者に対する総合評価落札方式の加点評価の取扱いを定めるものとする。

(加点評価の対象となる建設業者の要件)

第2条 加点評価の対象となる建設業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 福井県内に営業所があること。
- (2) 土木一式工事に係る県の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 自然災害発生時に係る事業継続計画（地域建設企業の事業継続計画（簡易版）（社団法人全国建設業協会「地域建設企業における災害時事業継続の手引き」付属資料）と同程度以上のものに限る。）を策定していること。
- (4) バックホウ、ブルドーザーもしくはホイールローダーまたはこれらと同等の機能を有する建設機械（正常に稼動するものに限る。以下「応急対策建設機械」という。）を自社で2台以上保有し、かつ、当該応急対策建設機械のオペレーター（自社と3か月以上の雇用関係がある者に限る。）が2人以上いること。
- (5) 前各号に掲げる全ての要件を満たす他の建設業者と共同して（土木事務所管内ごとに当該土木事務所管内に主たる営業所を有する者がそれぞれ概ね10者以上で、かつ、総数60者以上含むものに限る。）、広域災害発生時に災害応急対策業務を実施するための応援体制（広域災害の発生を地域ごとに想定し、円滑に災害応急対策が実施できる応急応援体制、同体制に係る指示系統その他広域災害に対し迅速かつ的確に災害応急対策業務に従事するために必要な事項を含む業務継続計画を策定している体制をいう。）を整備した上で、県と広域災害に係る災害応急対策業務に関する協定（以下、「広域災害協定」という。）を締結していること。

(加点評価の適用日)

第3条 加点評価の可否を確認し適用する日は、広域災害協定の締結（同協定の変更等を含む。）をした日の翌日とする。

附 則

この要領は、平成23年7月29日から施行し、同年9月15日以後に公告を行う入札から適用する。